

発行 株式会社ラベルバンク  
大阪市淀川区西中島5-12-8  
新大阪ローズビル6F  
https://www.label-bank.co.jp/  
customer@label-bank.co.jp

# ラベルバンク新聞 第188号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”  
We make food labeling accessible for everyone.



## 食品表示基準の一部(機能性表示食品関連)が改正されました

2024年8月23日、[食品表示基準の一部改正](#)が公表されました(一部は9月1日に施行されています)。改正概要は「[これまでの食品表示基準の改正概要について](#)」に整理されていますので、こちらに抜粋します。

● 紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応(令和6年5月31日 紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合取りまとめ)を踏まえ、以下を改正。

- 届出者の遵守事項として、健康被害と疑われる情報を収集し、健康被害と疑われる情報を得た場合には、速やかに都道府県知事等に提供するとともに、消費者庁長官に提供すること等を規定。
- 届出日以降の科学的知見の充実により機能性関与成分について特定の保健の目的が期待できる旨の表示をすることが適切でないことと消費者庁長官が認めた食品は、機能性表示食品の要件を満たさないことを規定。
- 届出者の遵守事項として、錠剤、カプセル剤等食品についてはGMPに基づく製造管理を規定。
- 「機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨」、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」、また、摂取する上での注意事項として、医

薬品等との相互作用や過剰摂取防止のための注意喚起を具体的に記載する等、表示の方法や表示位置などの方式等を見直し。

- 届出者の遵守事項として、届出者は、遵守事項を遵守していることを届出後一年ごとに自己評価し、その結果を毎年消費者庁長官に報告することを規定。
- ア) 当該食品に関する表示の内容、イ) 食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、ウ) 安全性及び機能性の根拠に関する情報、エ) 生産・製造及び品質の管理に関する情報、オ) 健康被害の情報収集体制及びカ) その他必要な事項について、届け出られるべき情報として具体的に規定するほか、様式等については内閣府告示で定めることを規定。
- 届出実績がない新規の機能性関与成分について、届出資料の確認に特に時間を要すると消費者庁長官が認める場合には、販売前の届出資料の提出期限について、原則60営業日を特例として120営業日とすることを規定。

そして具体的な改正箇所は以下のとおりです。「[新旧対象条文](#)」を参照すると確認しやすいと思います。

- [第二条\(定義\)](#) … 定義、要件(別表第二十六、別表第二十七の遵守、等)
- [第三条\(横断的義務表示\)](#) … 表示事項、表示の方法

- [第二十二條、別表第二十\(表示の方式等\)](#) … 「機能性表示食品」の文字を枠で囲んで表示、等
- [別表第二十六\(第二条\(定義\)関連\)の追加](#) … 届出事項、届出方法
- [別表第二十七\(第二条\(定義\)関連\)の追加](#) … 遵守事項、遵守内容

最後に、[施行期日と経過措置期間](#)について、改正は2024年9月1日からの施行ですが、別表第二十六と別表第二十七のうち一部の事項については2025年4月1日からの施行となります。なお第三条第二項、第二十二條第一項、別表第二十及び別表第二十七の二の項第一号の規定(本規定中、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品として届出をした場合に関する規定)(2024年9月1日施行)については2年間の経過措置期間があります。

今回は表示方法(切り出し表示の規制等)も改正されていることから、多くの機能性表示食品において表示の見直しが行われるものと思われます。[改正案に対する意見募集の結果](#)より、改正の趣旨や意見に対する考え方なども確認できますので、あわせて目を通していただければと思います。

(川合)

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。



## ミニコラム

英国における食品表示に見る  
「環境主張」を行う際の注意事項について

2024年7月、英国の広告基準協議会(以下ASAと示します)は「[Environmental claims in food advertising](#)」を公表し、肉、乳製品、植物由来の食品表示を通して「環境主張」を行う際のアドバイスを行っているのでご紹介させて頂きたいと思えます。

ASAが最近実施した、肉、乳製品、植物由来の食品の環境主張に関する消費者調査では、広告の文脈で特定の「グリーン」または「ナチュラル」という用語や視覚イメージを使用すると、一連の連想が生まれ、ブランドまたは製品の環境、動物福祉、健康によいことなどについての強い憶測が呼び起こされる可能性があることが示されました。この調査結果を受けてASAは、特定の描写と現実の間に誤解を招くような乖離を生むほど、そのようなストーリーが行き過ぎないように注意する必要があるとしています。

具体的には、写真を使って環境主張を行う場合は、描写する現実世界の環境で撮影または撮影されるべきとしており、これが実現できない場合は、正当な製品のストーリーを超える形で、現実世界での農畜産の慣行および条件の性質(視覚的または言語的)を誇張しないように特に注意する必要があります。例えば、自社の製品において、畜産動物を実際に「放し飼い」していない場合、あたかもそうであるかの様にそのことを示唆しないように注意が必要があるということになります。そして最終的にASAは「環境主張」について、すべての広告と同様に、直接的または暗示的、書面または視覚的を問わず、すべての主張に対して証拠を保持する必要があると結んでいます。

この「環境主張」に関連して、日本でも環境省がガイドライン:「[環境表示ガイドライン](#)」を設定しています。本ガイ



ドラインでは、適切な環境表示の条件として、根拠に基づく正確な情報であること、消費者に誤解を与えないものであること、環境表示の内容について検証できること、あいまい又は抽象的でないことの要件を満たす必要があるとしています。

このほか、米国連邦取引委員会による[Environmental Claims: Summary of the Green Guides \(FTC\)](#)、欧州委員会(European Commission(EC))による[Products - labelling rules and requirements \(EC\)](#)でも、環境主張についてそれぞれガイドラインや規制を設けています。

またアジアにおける「環境主張」に関する動きの一つとして、韓国では、韓国公正取引委員会(KFTC)が、[環境関連の表示および広告の審査に関するガイドライン](#)を改正し、実態がないのに環境に配慮しているように見せる、いわゆる「グリーンウォッシュ」に対する規制を強化する動きがあった様であり、今後も各国の「環境主張」に対する動きは注意して見ておく必要がありそうです。

環境問題への関心がますます高まっていく中で、この「環境主張」という強調表示を積極的に取り入れる動きが加速しそうです。今後各国の関連規制に従って、このような表示を行う際に、今回の情報をお役に立てて頂ければ幸いです。

(亀山)



執筆書籍 好評発売中!



新訂2版

基礎からわかる

## 食品表示の法律・実務ガイドブック



新訂2版 基礎からわかる食品表示の法律・実務ガイドブック

著者: 石川直基 早剛由  
株式会社ラベルバンク

出版社: 第一法規株式会社

発刊日: 2023年10月19日

価格: 4,290円(本体: 3,900円)

<https://www.label-bank.co.jp/column/book.html>



この記事はウェブでお読みいただけます。

右のQRコードをスキャンしてアクセスください。



## 今月のお気に入り言葉

疾風に勁草を知る

(ことわざ)



Label bank

毎月1日発行

WEBサイト:

<https://www.label-bank.co.jp/>

発行 株式会社ラベルバンク

〒532-0011

大阪市淀川区西中島 5-12-8

新大阪ローズビル 6F

お問い合わせ:

[customer@label-bank.co.jp](mailto:customer@label-bank.co.jp)

Tel. 03-6260-9540